

Ⅱ 学則・学生細則等

1 大阪府立大学工業高等専門学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織編制（第2条～第4条）
- 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等（第5条～第10条）
- 第4章 教育課程等（第11条～第17条）
- 第5章 入学、転学、留学、退学、休学等（第18条～第30条）
- 第6章 入学料及び授業料（第31条）
- 第7章 学生細則及び賞罰（第32条～第34条）
- 第8章 専攻科（第35条～第45条）

附 則

第1章 総 則

（学則の目的）

第1条 この学則は、大阪府立大学工業高等専門学校（以下「本校」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織編制

（学科及び定員）

第2条 本校の学科及びその定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
総合工学システム学科	160人	960人

- 2 学科は、教育上有益と認められるときには、適切なコースの学級を編成することができる。
- 3 本校で学習及び研究する者として、入学定員に係る学生（以下「学生」という。）のほか、聴講生、研究生、共同研究員を受け入れることができる。

（人材養成目的）

第2条の2 学科の人材養成目的は、次のとおりとする。

学 科	人 材 養 成 目 的
総合工学システム学科	ものづくりの場でのリーダー的資質を備えた創造力のある実践的な技術者の養成

- 2 コースの人材養成目的は、別に定める。

（職 員）

第3条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(教務主事及び学生主事)

第4条 本校に、教務主事及び学生主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関することを掌理する。

(副校長)

第4条2 本校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の職務を補佐する。

3 副校長は、前条の教務主事及び学生主事の職務にある者をもって充てる。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで

(7) 学校創立記念日 11月22日

2 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の休業日を変更するほか、休業日に授業を行なうことができる。

(臨時休業)

第9条 感染症予防上必要があるとき、又は非常変災その他急迫の事情があるときは臨時に学校の全部又は一部の授業を行わないことがある。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第4章 教育課程等

(授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。

(教育課程)

第12条 学科の学年別授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

2 学生は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規程にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校の定める時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を行い、その単位時間は別表第3のとおりとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(高等専門学校以外の教育施設等における授業科目の学修等)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することがある。

2 前項により認定することのできる単位数は、前条により本校において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第15条 学習の評価並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。

2 校長は、前項の規定により卒業を認めた学生には、卒業証書を授与する。

(称号)

第16条 前条第2項の規定により卒業証書を授与された者は、準学士と称することができる。

(原級留置)

第 17 条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない者を原学年に留め置くことがある。

2 前項により、原学年に留め置かれた者は、当該学年の教育課程を再履修するものとする。

第 5 章 入学、転学、留学、退学、休学等

(入学資格)

第 18 条 学生として本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条の規定により、保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(第 1 学年の入学)

第 19 条 第 1 学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、別に定めるところにより、入学者の選抜を行なう。

(編入学)

第 20 条 第 2 学年以上に入学を願い出た者に対しては、校長は、その者が担当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたときは、担当学年に入学を許可することがある。

(転学)

第 21 条 他の高等専門学校に在学する者で本校に転学を願い出た者に対しては、校長は選考のうえ、入学を許可することがある。

(入学の手續及び許可)

第 21 条の 2 校長は入学者の選抜に合格し、別に定めるところにより、所定の書類の提出及び入学料の納付を行なった者に入学を許可する。

(留学)

第 22 条 学生が外国の高等学校又は大学に留学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

- 2 留学の期間は、原則として 1 年以上 2 年未満とする。
- 3 前項の規程により留学した期間は、在学期間に参入する。
- 4 留学を許可された学生については、外国の高等学校又は大学における履修を本校

における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。

5 前項の規定により単位の修得を認定された学生については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

(誓約書及び保証書等)

第23条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、誓約書及び保証書を校長に提出しなければならない。

また、入学に際して提出した書類に記載された住所に変更のあった者は、新たな住民票の写し等を提出すること。

2 前項の手続きを行わないときは、校長は、入学の許可を取り消すことがある。

(退学及び再入学)

第24条 学生が、病気その他やむを得ない理由により、退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により退学した者(第1学年については、1学期間以上在学した者に限る。)で、本校の相当学年に再入学を願い出た者に対しては、校長は選考のうえ、学期初めに入学を許可することがある。

(他の学校への転学等)

第24条2 他の学校に転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第25条 学生が、病気その他やむを得ない理由により、その学年の終わりまでの間において、引き続き3月以上就学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

2 休学の期間が経過してもなお復学できないときは、当初の休学許可の日から引き続き2年を超えない範囲内において、休学を更新することができる。

3 休学が引き続き、2年に達しなお復学できないときは、校長は、退学させるものとする。

(復学)

第26条 休学している学生は、休学の理由が消滅したときは、校長の許可を受けて、原学年に復学することができる。

(休学期間の取扱)

第26条の2 休学期間は、在学期間に参入しない。

(感染症予防措置)

第27条 校長は、学生が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該学生に理由及び期間を明示のうえ、出席停止を命ずることがある。

2 前項による休学については、第25条第3項及び第26条の2の規定は適用しないものとする。

(研究生)

第 28 条 本校の学生以外の者で、本校において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 29 条 本校の学生以外の者で、本校において、一または複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

第 30 条 第 28 条及び第 29 条に関する必要な事項は、別に定める。

第 6 章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料等)

第 31 条 入学料及び、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

第 32 条 削除

第 33 条 削除

第 34 条 削除

第 35 条 削除

第 36 条 削除

(入学許可の取消し)

第 37 条 校長は、入学を許可された者が、別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

(授業料滞納者に対する措置)

第 38 条 校長は、正当な理由がなく、1 月以上納付額を滞納した者に対しては、出席停止を命ずることができる。

2 前項の規定により出席停止を命じられた者が、更に 2 月を経過してもなお納付額を納付しないときは、退学させるものとする。

第 7 章 学生細則及び賞罰

(学生細則)

第 39 条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生細則を守らなければならない。

(褒 賞)

第 40 条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲 戒)

第 41 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 専攻科

(設置)

第42条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第43条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より高度な工学に関する専門知識と技術を教授し、あわせて研究を指導することを目的とする。

(専攻及び学生定員)

第44条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
総合工学システム専攻	20人	40人

(人材養成目的)

第44条の2 専攻の人材養成目的は、次のとおりとする。

専攻	人材養成目的
総合工学システム専攻	ものづくりの場でのリーダー的資質を備えた、創造力があり、国際的に適用する実践的な開発・研究型技術者の養成

2 コースの人材養成目的は、別に定める。

(入学資格)

第45条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) その他校長が、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考)

第46条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより、入学者の選抜を行う。

(修業年限及び在学年限)

第47条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第48条 授業科目及び単位数等は、別表第4のとおりとする。

2 本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算することができる。

きる。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校の授業をもって 1 単位とする。

(休学期間)

第 49 条 専攻科学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は 1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 47 条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(修了)

第 50 条 専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得については、校長が別に定める。

(準用規定)

第 51 条 専攻科学生については、第 2 条第 2 項、第 6 条から第 11 条まで、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条から第 31 条まで、第 37 条、第 38 条の規定を準用する。この場合において、第 14 条第 2 項中「30 単位」とあるのは「16 単位」と第 22 条第 1 項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と読み替えるものとする。

(その他)

第 52 条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則

(施行期日等)

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の大阪府立工業高等専門学校学則に規定する総合工学システム学科に在学していた者で施行日以降も引続いて在学する者については、改正後の大阪府立大学工業高等専門学校学則に定める教育課程の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。ただし、原級留置等により、施行日以降の学年に在学した場合は、この規程に定める教育課程等のおりとする。

別表第1(第12条関係)
一般科目教育課程表

授業科目		単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
人文・社会系科目	国語	8	3	3	2			
	日本史	2	2					
	世界史	1		1				
	近現代史	1			1			
	倫理・社会	2		2				
	政治・経済	1			1			
	法学	1				1		
	経済学	1				1		
理数系科目	数学 1a	3	3					
	数学 1b	3	3					
	数学基礎演習	1	1					
	数学 2a	2		2				
	数学 2b	1		1				
	数学 2c	2		2				
	数学 2d	1		1				
	数学 3a	2			2			
	数学 3b	1			1			
	数学 3c	2			2			
	数学 3d	1			1			
	物理 1	1	1					
	物理 2	2		2				
	物理 3	1		1				
	物理 4	1			1			
	物理 5	1			1			
	化学 1	2	2					
	化学 2	1	1					
	化学 3	1		1				
	化学 4	1		1				
地球と生命 1	1	1						
地球と生命 2	1	1						
保健・体育	保健・体育	6	2	2	2			
外国語科目	英語 I	3	3					
	英語 II	3		3				
	英語 III	3			3			
	英語 IV	2				2		
	英語表現 I	2	2					
	英語表現 II	2		2				
	英語表現 III	1			1			
	第二外国語	2				2		ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語から1つ選択
総合的学習	特別研究	②			②			
芸術	芸術：音楽	1	1					音楽・美術のいずれか選択
	芸術：美術	1	1					
情報	情報 I	1	1					
	情報 II	1	1					
一般科目開設単位数合計		79	29	24	20	6		
一般科目修得可能単位数合計		78	28	24	20	6		

授業科目		単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
一般課題学習		4	1	1	1	1		選択

*：表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す

別表第2(第12条関係)

専門科目教育課程表(工学基礎科目:各コース共通)

各コース共通 授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
総合工学実験実習Ⅰ	④	④					
総合工学実験実習Ⅱ	④		④				
総合工学実験実習Ⅲ	④			④			
総合工学実験実習Ⅳ	④					④	
情報処 理	1		1				
製 図 基 礎	1		1				
C A D I	1		1				
電 気 電 子 基 礎 I	1		1				
プ ロ グ ラ ミ ン グ	1			1			
C A D II	1			1			
電 気 電 子 基 礎 II	1			1			
物 質 科 学	1			1			
総 合 工 学 基 礎 I	1			1			
総 合 工 学 基 礎 II	1			1			
総 合 工 学 基 礎 III	1			1			
総 合 工 学 基 礎 IV	1			1			
数 値 計 算	1				1		
情 報 科 学	1				1		
計 測 技 術	1				1		
工 業 材 料	1				1		
応 用 物 理 I	1				1		
応 用 物 理 II	1				1		
応 用 数 学 I	1				1		
応 用 数 学 II	1				1		
マイクロコンピュータ	1				1		
工 学 演 習 I	1				1		
工 学 演 習 II	1				1		
応 用 数 学 III	1					1	
応 用 物 理 III	1					1	
応 用 物 理 IV	1					1	
技 術 英 語 I	1					1	
技 術 英 語 II	1					1	
技 術 者 倫 理	1					1	
企 業 経 営	1					1	
管 理 工 学	1					1	
環 境 科 学	1					1	
エ ネ ル ギ ー 工 学	1					1	
ユニバーサルデザイン	1					1	
工 学 演 習 III	1					1	
小 計	51	4	8	12	11	16	

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

別表第2(第12条関係)
 専門科目教育課程表(機械システムコース)

	機械システムコース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	材料力学Ⅰ	1				1		
	材料力学Ⅱ	1				1		
	材料学	1				1		
	加工工学Ⅰ	1				1		
	加工工学Ⅱ	1				1		
	機構学	1				1		
	機械設計Ⅰ	1				1		
	流れ学Ⅰ	1				1		
	流れ学Ⅱ	1				1		
	熱力学Ⅰ	1				1		
	熱力学Ⅱ	1				1		
	CAD製図	1				1		
	アクチュエータ工学	1				1		
	メカトロニクス	1				1		
	電子機械工学実験	④				④		
	機械設計Ⅱ	1					1	
	制御工学Ⅰ	1					1	
	制御工学Ⅱ	1					1	
	システム工学	1					1	
	伝熱工学	1					1	
CAD/CAM/CAE	1					1		
ヒューマンインターフェース	1					1		
小計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	環境エネルギー	1					1	
	エンジンシステム	1					1	
	材料システム	1					1	
	機械システム演習	2					2	
	機械システム実験	④					④	
	卒業研究	④					④	
	小計	13	0	0	0	0	13	
合計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門課題学習	3		1	1	1		選択
総合課題学習	2		1		1		

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
インターンシップ	2				2		選択

別表第2(第12条関係)
 専門科目教育課程表(システムデザインコース)

	システムデザインコース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	材 料 力 学 I	1				1		
	材 料 力 学 II	1				1		
	材 料 学	1				1		
	加 工 工 学 I	1				1		
	加 工 工 学 II	1				1		
	機 構 学	1				1		
	機 械 設 計 I	1				1		
	流 れ 学 I	1				1		
	流 れ 学 II	1				1		
	熱 力 学 I	1				1		
	熱 力 学 II	1				1		
	C A D 製 図	1				1		
	ア ク チ ュ エ ー タ 工 学	1				1		
	メ カ ト ロ ニ ク ス	1				1		
	電 子 機 械 工 学 実 験	④				④		
	機 械 設 計 II	1					1	
	制 御 工 学 I	1					1	
	制 御 工 学 II	1					1	
	シ ス テ ム 工 学	1					1	
	伝 熱 工 学	1					1	
CAD/CAM/CAE	1					1		
ヒューマンインターフェース	1					1		
小 計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン	1					1	
	メ デ ィ ア デ ザ イ ン 論	1					1	
	機 械 デ ザ イ ン	1					1	
	シ ス テ ム デ ザ イ ン 演 習	2					2	
	シ ス テ ム デ ザ イ ン 実 験	④					④	
	卒 業 研 究	④					④	
	小 計	13	0	0	0	0	13	
合 計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授 業 科 目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専 門 課 題 学 習	3		1	1	1		選択
総 合 課 題 学 習	2		1		1		

授 業 科 目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
イ ン タ ー ン シ ッ プ	2				2		選択

別表第2(第12条関係)

専門科目教育課程表(メカトロニクスコース)

	メカトロニクスコース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	材料力学Ⅰ	1				1		
	材料力学Ⅱ	1				1		
	材料学	1				1		
	加工工学Ⅰ	1				1		
	加工工学Ⅱ	1				1		
	機構学	1				1		
	機械設計Ⅰ	1				1		
	流れ学Ⅰ	1				1		
	流れ学Ⅱ	1				1		
	熱力学Ⅰ	1				1		
	熱力学Ⅱ	1				1		
	CAD製図	1				1		
	アクチュエータ工学	1				1		
	メカトロニクス	1				1		
	電子機械工学実験	④				④		
	機械設計Ⅱ	1					1	
	制御工学Ⅰ	1					1	
	制御工学Ⅱ	1					1	
	システム工学	1					1	
	伝熱工学	1					1	
CAD/CAM/CAE	1					1		
ヒューマンインターフェース	1					1		
小計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	福祉機器	1					1	
	ロボット工学	1					1	
	人工知能	1					1	
	メカトロニクス演習	2					2	
	メカトロニクス実験	④					④	
	卒業研究	④					④	
	小計	13	0	0	0	0	13	
合計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門課題学習	3		1	1	1		選択
総合課題学習	2		1		1		

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
インターンシップ	2				2		選択

別表第2(第12条関係)

専門科目教育課程表(電子情報コース)

	電子情報コース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	電 磁 気 学 I	1				1		
	電 磁 気 学 II	1				1		
	電 気 回 路 I	1				1		
	電 気 回 路 II	1				1		
	電 気 回 路 III	1				1		
	電 子 回 路 I	1				1		
	電 子 回 路 II	1				1		
	論 理 回 路 I	1				1		
	論 理 回 路 II	1				1		
	電 子 デ バ イ ス	1				1		
	計 算 機 シ ス テ ム	1				1		
	電 気 機 器 I	1				1		
	ア ル ゴ リ ズ ム I	1				1		
	ア ル ゴ リ ズ ム II	1				1		
	電 気 電 子 情 報 実 験	④				④		
	光エレクトロニクス	1					1	
	電 気 機 器 II	1					1	
	電 子 計 測	1					1	
	システム制御工学 I	1					1	
	システム制御工学 II	1					1	
電 子 材 料	1					1		
情 報 通 信 工 学 I	1					1		
小 計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	情 報 通 信 工 学 II	1					1	
	デ ー タ ベ ー ス 工 学	1					1	
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ	1					1	
	オ ー プ ン レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム	1					1	
	人 工 知 能	1					1	
	電 子 情 報 実 験	④					④	
	卒 業 研 究	④					④	
	小 計	13	0	0	0	0	13	
合 計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授 業 科 目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専 門 課 題 学 習	3		1	1	1		選択
総 合 課 題 学 習	2		1		1		

授 業 科 目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
イ ン タ ー ン シ ッ プ	2				2		選択

別表第2(第12条関係)
 専門科目教育課程表(物質化学コース)

	物質化学コース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	分析化学Ⅰ	1				1		
	分析化学Ⅱ	1				1		
	無機化学Ⅰ	1				1		
	無機化学Ⅱ	1				1		
	無機化学Ⅲ	1				1		
	物理化学Ⅰ	1				1		
	物理化学Ⅱ	1				1		
	物理化学Ⅲ	1				1		
	有機化学Ⅰ	1				1		
	有機化学Ⅱ	1				1		
	有機化学Ⅲ	1				1		
	化学工学Ⅰ	1				1		
	化学工学Ⅱ	1				1		
	反応工学	1				1		
	物質化学基礎実験	④				④		
	生物化学	1					1	
	生物工学	1					1	
	化学工学Ⅲ	1					1	
	高分子化学	1					1	
	材料分析	1					1	
無機材料化学	1					1		
有機材料化学	1					1		
小計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	機能材料Ⅰ	1					1	
	機能材料Ⅱ	1					1	
	複合材料	1					1	
	機能材料設計	1					1	
	エコマテリアル	1					1	
	機能材料実験	④					④	
	卒業研究	④					④	
	小計	13	0	0	0	0	13	
合計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門課題学習	3		1	1	1		選択
総合課題学習	2		1		1		

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
インターンシップ	2				2		選択

別表第2(第12条関係)
 専門科目教育課程表(環境都市システムコース)

	環境都市システムコース 授業科目	単位	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
系専門科目	構造力学Ⅰ	1				1		
	構造力学Ⅱ	1				1		
	構造力学演習	1				1		
	RC工学Ⅰ	1				1		
	鋼構造学Ⅰ	1				1		
	水循環工学	1				1		
	水循環工学演習	1				1		
	土質環境工学	1				1		
	土質環境工学演習	1				1		
	都市環境計画	1				1		
	生活環境計画	1				1		
	環境デザイン論Ⅰ	1				1		
	測量学	1				1		
	環境エネルギー	1				1		
	環境構造実験	④				④		
	RC工学Ⅱ	1					1	
	鋼構造学Ⅱ	1					1	
	環境デザイン論Ⅱ	1					1	
	環境アセスメント	1					1	
	資源リサイクル工学	1					1	
環境施工	1					1		
建築構法	1					1		
小計	25	0	0	0	18	7		
コース専門科目	環境衛生工学Ⅰ	1					1	
	環境衛生工学Ⅱ	1					1	
	地球環境工学	1					1	
	防災工学	1					1	
	住環境設計演習	1					1	
	環境デザイン実習	④					④	
	卒業研究	④					④	
	小計	13	0	0	0	0	13	
合計	38	0	0	0	18	20		

工学基礎科目単位数小計	51	4	8	12	11	16
系専門科目単位数小計	25	0	0	0	18	7
コース専門科目単位数小計	13	0	0	0	0	13
専門科目総単位数	89	4	8	12	29	36

表中の○数字は「必修得科目」の単位数を示す。

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
専門課題学習	3		1	1	1		選択
総合課題学習	2		1		1		

授業科目	単位	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
インターンシップ	2				2		選択

別表第3(第12条関係)
 特別活動教育課程表

特別活動	単位時間	学年別配当				
		1年	2年	3年	4年	5年
	90	30	30	30		

別表第4(第46条関係)

一般科目及び専門共通科目教育課程表(コース共通)

区分	科目名	単位数	学年配当				備考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
一般科目	必修	英語応用演習Ⅰ	2	2			
		英語応用演習Ⅱ	2			2	
	選択	線形代数学	2	2			
		電磁気学特論	2	2			
		化学特論	2	2			
		応用解析学	2		2		
		量子力学	2		2		
		生物科学	2			2	
		日本文学	2				2
		技術者倫理特論	2				2
一般科目開設単位数	20	12		8			
一般科目修得可能単位数	20	12		8			
専門共通科目	必修	総合工学システム	2	2			
		工学システム計画	2	2			
		工学システム実験実習	2	2			
		工学システム設計演習	2		2		
	選択	ダイナミカルシステム	2	2			
		計算力学	2	2			
		統計解析学	2		2		
		統計熱力学	2		2		
		モデル化とシミュレーション	2			2	
		信号処理	2				2
知的所有権		2				2	
環境工学	2				2		
専門共通科目開設単位数	24	10	6	2	6		
専門共通科目修得可能単位数	24	10	6	2	6		

別表第4(第46条関係)

専門科目教育課程表(コース科目)

区分		科目名	単位数	学年配当				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
専門 コース科目	必修	専門	課題探求	2	2			
			インターンシップ	6	3	3		
			工学特別研究	12		4	8	
			工学特別実験・実習	4				4
	選択	機械工学 コース	流体工学特論	2	2			
			熱工学特論	2	2			
			材料力学特論	2		2		
			熱物質輸送論	2		2		
			加工工学特論	2			2	
			設計工学	2			2	
			制御工学特論	2			2	
		電気電子工 学コース	磁性体工学	2	2			
			電子回路特論	2	2			
			光物性工学	2		2		
			画像工学特論	2		2		
			パワーエレクトロニクス特論	2			2	
			情報通信工学特論	2			2	
			生体情報工学	2			2	
		応用化学 コース	分析化学特論	2	2			
			環境化学特論	2	2			
	無機化学特論		2		2			
	理論有機化学		2		2			
	応用有機化学		2		2			
	物理化学特論		2			2		
	高分子化学特論		2			2		
	土木工学 コース	化学反応論	2			2		
		構造解析学	2	2				
		交通システム計画	2	2				
		構造動力学	2		2			
		都市環境計画特論	2		2			
		水環境工学特論	2			2		
		地盤工学特論	2			2		
	構造システム設計	2			2			
専門科目開設単位数			82	21	25	32	4	
機械工学	修得可能単位数		38	9	11	14	4	
電気電子工学			38	9	11	14	4	
応用化学			40	9	13	14	4	
土木工学			38	9	11	14	4	

2 学 生 細 則

第1章 通 則

(目 的)

第1条 この細則は、大阪府立大学工業高等専門学校学則に基づき、学生が守るべき事項について定めるものとする。

第2章 誓約書及び保証書

(誓 約 書 等)

第2条 入学を許可された者は、誓約書（第1号様式）及び保証書（第2号様式）を提出しなければならない。

(遵 守)

第3条 学生は、本校の学生であることを自覚し、誓約を守らなければならない。

(保 証 書)

第4条 保証書には、保護者が署名押印し、入学時、成年に達している学生については、保証人が署名押印しなければならない。

(変 更 届)

第5条 保護者の変更、転居、改姓等があったときは、速やかに保護者（氏名）変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

第3章 学 生 証

(学 生 証)

第6条 学生は、毎学年の始めに学生証の交付を受けて、常にこれを携帯し、本校職員等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(返 納)

第7条 学生証は、その有効期間が終了し、又は退学するときは、速やかに返納しなければならない。

(再 交 付)

第8条 学生証を紛失・破損したときは、速やかに届け出るとともに、学生証再交付願（第4号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。

第4章 留学、休学、退学等願等

(留 学 願)

第9条 学生が留学しようとするときは、留学願（第5号様式）を提出しなければならない。

(留学終了届)

第10条 学生が留学を終了したときは、成績証明書等を添えて留学終了届（第6号様式）を提出しなければならない。

(休 学 願)

第11条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、医師の診断書若しくは、保護者の詳細な理由を添え、休学願（第7号様式）を提出しなければならない。

(復学願)

第12条 休学した者が復学しようとするときは、復学願(第8号様式)を提出しなければならない。病気により休学した者は、原則として医師の診断書を添えるものとする。

(転・退学願) (編入学及び退学願)

第13条 学生が転学及び退学しようとするときは、転・退学願(第9-1号様式)を、編入学・退学願及び退学願しようとするときは、編入学及び退学願(第9-2号様式)を提出しなければならない。

(住所届)

第14条 学生は、学校所定の調書により住所を届け出なければならない。

2 学生が住所を変更したときは、速やかに〔住所・通学経路〕変更届(第10号様式)を提出しなければならない。

(異動届)

第15条 学生は、改姓その他の異動があったときは、速やかに異動届(第11号様式)を提出しなければならない。

(欠席届)

第16条 学生は、病気その他の理由で引き続き7日以上欠席しようとするときは欠席届(第12号様式-1)を提出しなければならない。

なお、感染症に該当する病気で欠席する場合は、7日以内であっても欠席届(感染症)(第12号様式-2)を提出しなければならない。

(忌引届)

第17条 父母近親の喪に服するときは、忌引届(第13号様式)を提出しなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母兄弟姉妹は3日、その他の親族(3親等以内)は1日とする。なお、旅行を必要とするときは、その往復日数を加えることができる。

(追試験願)

第18条 やむを得ない理由のため試験を受けることができなかつた者は、その理由を証明し得る文書を添え、追試験願(第14号様式)を提出しなければならない。

(公欠願)

第19条 学生が公欠扱いを受けようとするときは、公欠願(第15号様式)を提出しなければならない。

(旅行願)

第20条 学生が宿泊を伴う旅行をしようとするときは、旅行願(第16号様式)を提出しなければならない。

第5章 健康診断

(健康診断)

第21条 学生は、毎年本校が行う定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(出席停止等)

第22条 学生は、校長が健康を管理するため必要があると認めた場合に、治療又は

出席停止を命ずることがある。

第6章 団体、集会及び校外活動

(団体の結成)

第23条 学生が本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、あらかじめ指導教員を定め、学生団体結成届（第17号様式）に規約を添え、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生団体結成の手続き等については、学友会クラブ管理委員会細則第7条に定める。

(集会)

第24条 学生又はその団体が、校内において集会するときは、その責任者は、事前に集会届（第18号様式）を提出しなければならない。

(校外団体参加)

第25条 学生又はその団体が、本校の代表として校外で活動し、又は校外団体に参加するときは、事前に校外団体参加届（第19号様式）を提出しなければならない。

第7章 校内施設の使用

(施設等の使用)

第26条 学生又はその団体が、校内の施設及び設備を使用しようとするときは、事前に校内施設・設備使用許可願（第20号様式）を提出しなければならない。

ただし、日常その使用を認められた施設及び設備についてはこの限りではない。

第8章 雑 則

(細則の改廃)

第27条 この細則の改廃については、別に定める。

(施行規則)

第28条 この細則の施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

学生細則の改廃に関する規程

第1条 細則の条文について疑義が生じたときは、学生代表と学校代表によって構成された検討委員会において合意に達するまで話し合う。

第2条 細則の条文について改訂の必要が生じたときは、前条に従う。

第3条 疑義あるいは改訂についての話し合いの間、その条文の適用は、学生代表よりの申し入れがあれば停止する。

3 学生生活注意事項

学習目標を達成し、学生生活を有意義に過ごすために何よりも必要なことは、学生自身が主体的に行動し、努力することである。

また、豊かな学生生活を送るためには、一人ひとりが良い環境を作り、良い校風を樹立するよう常に心がけなければならない。

以下は学生細則を補足したもので、本校学生として日常心得ておくべきことがらをまとめたものである。

(1) 校内生活

① 服装について

ア 服装は常に清潔、簡素であるように心がけ、学生としての品位を失わないようにすること。

イ 実習服、体育服は所定のものを着用すること。

ウ 校舎内の所定の場所においては、あらかじめ指定された履物を使用すること。

② 欠席、欠課について

ア 欠席または欠課しようとするときは、事前に担任または事務局学生課に電話等で届け出ること。

イ あらかじめ届け出ができないときは、事後速やかに届け出ること。

③ 下校時刻等について

ア 平日の居残りは午後 7 時を限度とする。それ以後は指導教員が付き添う場合に限り認める。

イ 休日（土曜・日曜・祝日等）は原則として登校しないこと。

休日の登校は指導教員が付き添う場合に限り認め、居残りは午後 5 時を限度とする。

ウ 休日以外の学則第 8 条（休業日）に、学習のために図書館以外の施設を使用する必要があるときは、指導教員が付き添う場合に限り認め、居残りは午後 5 時を限度とする。

④ 施設、備品等について

ア 学校の施設、備品等を使用するときは、事前に校内施設・設備使用許可願（第 20 号様式）、学校備品借用許可願（第 21 号様式）を事務局学生課に提出すること。また、使用後は原形に復すること。なお、必要としない物品等の持込は禁止する。

イ 施設、備品等は大切に扱い、万一破損、紛失したときは、直ちに担任又は指導教員に届け出て、破損届（第 22 号様式）、紛失・被害届（第 23 号様式）を事務局学生課に提出すること。

ウ 故意または過失によって、施設、備品類を破損、紛失したときは、その補充に要する費用もしくは修理費の一部または全額を負担させることがある。

エ 掃除用具が不足した時は、担任及び事務局学生課に申し出て、掃除用具の交付を受けること。

⑤ 盗難予防について

ア 自己の所持品には必ず記名し、貴重品の保管に充分留意すること。また、個人ロッカーは必ず施錠すること。

イ 体育及び実験・実習等でクラス全員が教室を離れるときは、教室の出入口を閉める、貴重品袋を活用する等、盗難予防に留意すること。

ウ 盗難にあった場合、もしくは所持品を紛失したときは、直ちに担任又は指導教員に届出て、紛失・被害届（第 23 号様式）を事務局学生課に提出すること。

⑥ 伝達について

学校のすべての伝達は原則として掲示板による。ただし、緊急時や特に必要のある場合は校内放送によることがある。

⑦ 掲示について

学生が校内において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、学生担当副校長の許可を得ること。また、掲示にあつては、原則として掲示板を使用するものとし、その期間は 7 日以内とする。

⑧ その他

ア 教室、廊下（渡り廊下を含む）及び校舎周辺で球技などを行うことは禁止する。

イ 登校後は、みだりに外出をしないこと。

ウ 校内外を問わず、未成年学生の飲酒・喫煙は禁止する。

エ 20 歳に達した学生といえども、校内及び学校周辺での飲酒・喫煙は禁止する。

オ マージャンなど、風紀を乱し、射幸心をあおる恐れのある遊技は禁止する。

カ 危険や迷惑を及ぼす恐れのある遊技は禁止する。

キ 風紀を乱すような雑誌・単行本・パンフレットなどの印刷物等を校内に持ちこんではならない。

ク 歩きながら飲食しないこと。

(2) 校外生活

① 外出等について

ア 外出時は、学生としての品位を失わないよう服装にも充分留意するとともに、必ず学生証を携帯すること。

イ 夜間の外出はできるだけ避け、やむを得ず外出するときは、あらかじめ、家族に行先・用件・帰宅時間などを告げておくこと。なお、外泊する場合は、必ず保護者の同意を得ること。

ウ 未成年者の入場を禁止している場所への立ち入りは厳につつしむこと。

② 野外活動等について

ア 旅行、キャンプ、海水浴、登山、スキー、その他の野外活動の実施にあたっては、事前にその計画・内容・行先・信頼できるリーダーなどについて、保護者や関係教員の同意を得るとともに、所定の手続きをとること。

イ 学校名を使用した団体で、野外活動などを行うときは、指導教員の指導助言に従うこと。

(3) クラブ活動

① 校内における活動について

ア 放課後のクラブ活動は、午後7時を限度とする。午後7時を過ぎてのクラブ活動は、学生担当副校長に願い出のうえ、指導教員が付き添う場合に限り、午後9時を限度として認めることがある。

イ 休日（土曜・日曜・祝日等）のクラブ活動は、指導教員が付き添う場合に限り認め、午後5時を限度とする。休日に登校したときは、守衛室で登校者名簿に氏名を記入し、下校時に下校時刻を記入すること。

ウ 休日以外の学則第8条（休業日）のクラブ活動は、指導教員が付き添う場合に限り認め、午後5時を限度とする。

エ 校内施設を使用するときは、学生細則第26条の規定による所定の手続きをとるとともに、体育施設使用内規などを遵守すること。

② クラブ活動届について

次に該当する活動を行うときは、遅くとも3日前までにクラブ活動届（第24号様式）を学生担当副校長に提出すること。

ア 休業日においてクラブ活動を行うとき。

イ 校外においてクラブ活動を行うとき。

ウ 他の学校・団体と試合等を行うとき。

③ 合宿について

ア 合宿は、原則として年1回長期休業期間中に4泊5日を限度として認める。

イ 合宿を実施するときは、合宿を行う1ヶ月前までに合宿届（第25号様式）に参加者全員の保護者の承諾書を添付し、学生担当副校長に提出すること。

(4) 自転車及び自動車・単車の使用

① 自転車による通学について

ア 自転車により通学しようとする場合は、自転車通学願（第26号様式）を事務局学生課へ提出し、許可を受けること。ただし、学校正門より半径1km以内からの自転車による通学は原則として認めない。

イ 自転車通学の許可を受けた者は、交通法規を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

a 学校が交付したステッカーを自転車後輪カバーにつけること。また、ステッカーを汚損、または亡失したときは、速やかに再交付の手続きをすること。

b 登校したときは所定の場所に置き、必ず施錠すること。

② 自動車・単車の使用について

- ア 自動車と単車（原動機付自転車、自動二輪車をいう。）を運転するときは、交通法規を遵守すること。
- イ 自動車・単車の運転免許証を取得したときは、速やかに自動車・単車等運転免許証取得届（第 27 号様式）を学生担当副校長に提出すること。届け出のない者については、一時乗り入れ等の許可がおりないので注意すること。
- ウ 交通違反を犯したり、交通事故を起こしたときは、速やかに担任及び学生主事室に届け出ること。

③ 自動車・単車による通学について

- ア 自動車・単車による通学については、一般の公共交通機関による通学が特に困難な者で、自動車・単車を使用することにより、片道 1 時間 30 分以上の通学時間の短縮が可能な場合に限り認めることがある。
- イ 自動車・単車により通学しようとする場合は、保護者連名にて自動車・単車等通学願(第 28 号様式)を学生担当副校長へ提出し、校長の許可を受けなければならない。また、毎年度はじめに更新の手続きをするとともに、願い出た事項に変更が生じたとき、及び使用しなくなったときは、速やかに学生担当副校長へ届け出なければならない。なお、交通事故に備え任意保険に加入することが望ましい。
- ウ 交通違反または交通事故を起こしたときは、自動車・単車通学許可を取り消すことがある。
- エ 自動車・単車通学の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。これに違反した場合は、許可を取り消すことがある。
 - a 許可を受けた自動車・単車には学校が交付した標識をつけること。
 - b 自動車・単車は所定の場所に駐車し、施錠すること。
 - c 校内でみだりに運転しないこと。
 - d 自動車・単車は他人に貸与しないこと。

④ 自動車・単車等の一時乗り入れ

自動車・単車等の校内への一時乗り入れを必要とする場合は、自動車・単車一時乗り入れ許可願(第 29 号様式)を学生担当副校長に提出し、前日までに許可を受けること。また、前項エ、a.b.c.d の各項を守ること。

(5) その他

① 礼儀について

教職員及び学生相互間はもちろん、外来者に対しても礼儀を正すよう心がけること。

② 保健について

ア 学生細則第 21 条に基づき、健康診断を必ず受診すること。なお、やむを得ない理由により受診できない者は、事前に届け出て、指定された日に受診

すること。また、理由なく受診しなかった者は、医師の検診報告書（診断書）を提出しなければならない。検診報告書を提出しないときは、学校が発行する各種証明書の発行を停止することがある。

イ 日常、自己の健康に留意すること。学校医による健康相談を活用して健康保持に努めること。なお、健康相談を希望する者は、保健室に申し出ること。

③ 長期休業中の生活について

長期休業中（夏季・冬季・春季休業中）は、自分をみつめなおしたり勉学・読書などをするのによい機会である。規則正しい生活を送るとともに、長期休業を有意義に利用するよう心がけること。

4 大阪府立大学工業高等専門学校研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条に基づき研究生について必要な事項を定める。

(入学の資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき高等専門学校を卒業した者又は、これと同等の学力があると校長が認めた者とする。

(出願の手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に第8条に規定する入学検定料を添えて、2月末日までに提出しなくてはならない。ただし、出願の期限について、特別な事情があるときは、この限りでない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 前条の資格を証明する書類
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有する者は、その者が所属する事業所等の長の依頼書又は承諾書

(入学者の選考)

第4条 研究生の選考は、原則として書類審査により校長が行う。

2 校長は、選考を行うに際して教務担当副校長、研究生の志願するコースの主任及び指導教員に指定しようとする教員の意見を徴するものとする。

(入学の許可)

第5条 校長は、選考に合格した者に、研究生としての入学を許可することができる。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに第8条に規定する入学料及び授業料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究の期間)

第7条 研究期間は原則として1年以内とする。ただし、校長の許可を得た場合には、その期間を延長することができる。

2 研究期間の延長を希望する者は、当初に申請した期間が満了する1ヵ月前までに、その旨を校長に願い出なければならない。

3 研究期間の延長を認められた者には、入学検定料及び入学料を徴収しない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第8条 研究生の入学検定料、入学料及び授業料は、公立大学法人大阪府立大学授業

料等に関する規程第 25 条に規定する額とする。

2 授業料は全額を前納するものとする。

3 既納の入学検定料及び入学料は還付しない。

(指導教員)

第 9 条 研究生に研究上必要な指導助言を与えるため指導教員を置く。

2 研究生の指導教員は、校長が決定するものとする。

(授業等への出席)

第 10 条 指導教員が研究及び指導上必要と認めたときは、当該授業科目教科担当教員の許可を得て研究生を授業に出席させることができる。

(研究内容の報告)

第 11 条 研究生はその研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第 12 条 研究に必要な特別の経費は、研究生の負担とする。

(証明書の交付)

第 13 条 校長は、研究生の願い出により、本校において研究に従事したことを明らかにするため研究修了証明書を交付することができる。

(退学)

第 14 条 校長は、学則及びこの規程に違反した者又は疾病その他の理由により成業の見込がなく研究生として不適當と認められる者に対しては、退学を命じることができる。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、研究生に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

5 大阪府立大学工業高等専門学校聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条に基づき聴講生について必要な事項を定める。

(入学の資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、学則第18条に定める入学資格のある者とする。

(出願の手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に第9条に規定する入学検定料を添えて、2月末日までに提出しなくてはならない。ただし、出願の期限について、特別な事情があるときは、この限りでない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 前条の資格を証明する書類
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有する者は、その者が所属する事業所等の長の依頼書又は承諾書

(授業日数の制限)

第4条 聴講生が聴講できる科目は、原則として5科目・10単位以内とする。ただし、実験実習は認めない。

(入学者の選考)

第5条 聴講生の選考は、原則として書類審査により校長が行う。

2 校長は、選考を行うに際して授業科目担当教員及び当該コースの主任の意見を徴するものとする。

(入学の許可)

第6条 校長は、選考に合格した者に、聴講生としての入学を許可することができる。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに第9条に規定する入学料及び授業料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第7条 聴講生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(在学の期間)

第8条 聴講生の在学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、校長の許可を得た場合には、その期間を延長することができる。

2 聴講期間の延長を希望する者は、当初に申請した期間が満了する1ヵ月前までに、その旨を校長に願い出なければならない。

3 聴講期間の延長を認められた者には、入学検定料及び入学料を徴収しない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第9条 聴講生の入学検定料、入学料及び授業料は、公立大学法人大阪府立大学授業料等に関する規程第25条に規定に規定する額とする。

2 授業料は、全額を前納するものとする。

3 既納の入学検定料及び入学料は還付しない。

(証明書の交付)

第10条 校長は、聴講生の願い出により、聴講した科目の聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 校長は、学則及びこの規程に違反した者又は疾病その他の理由により成業の見込がなく聴講生として不相当と認められる者に対しては、退学を命じることができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

6 表彰規程

制定 平成 15 年 2 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 本校学則第 40 条の規程に基づく本校学生の表彰については、この規程に定めるところによる。

(表彰)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する学生について行うことができる。

- (1) 本科 1 年生から 5 年生について、各年度において皆勤であった者
- (2) 本科 5 年生について、全在学年度(1 年生から 5 年生まで)において皆勤であった者
- (3) 学業・研究活動等において顕著な功績があった者
- (4) 課外活動等において顕著な功績があった者
- (5) ボランティア活動等社会奉仕活動で功績があった者
- (6) その他校長が表彰に値すると認めた者

(精励賞・さいわい賞)

第 3 条 前条にかかわらず、卒業式において卒業予定者の中から精励賞を、修了式において修了予定者の中からさいわい賞を授与することができる。

2 精励賞に関する規程は、別に定める。

3 さいわい賞に関する規程は、別に定める。

(具申)

第 4 条 第 2 条に規程する表彰に該当すると認められる学生があった場合は、各関係教職員は校長に具申するものとする。

(表彰の期日)

第 5 条 表彰は、原則として、本科 1 年生から 4 年生は各学年の終業時に、5 年生は卒業時に、専攻科 1 年生は学年終業時に、2 年生は修了時にこれを行うものとする。

(副賞)

第 6 条 表彰を行うときは、副賞を付けることができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

7 大阪府立大学工業高等専門学校精励賞授与規程（本科学生に適用）

第1条 大阪府立大学工業高等専門学校精励賞（以下「精励賞」という。）の受賞者の決定は、この規程の定めるところによる。

第2条 対象者は、当該年度の卒業予定者から、次の項目を総合的に勘案し、原則として各クラス1名とする。

- (1) 学業成績
- (2) 出欠状況
- (3) クラブ活動での顕著な功績
- (4) 学友会活動での顕著な功績
- (5) 校内外での善行、ボランティア活動等

第3条 校長は、5年各クラス担任及び副校長による推薦に基づき、受賞者を決定し、精励賞を授与する。

第4条 精励賞には副賞を付けることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

8 大阪府立大学工業高等専門学校さいわい賞授与規程（専攻科学生に適用）

第1条 大阪府立大学工業高等専門学校さいわい賞（以下「さいわい賞」という。）の受賞者の決定は、この規程の定めるところによる。

第2号 対象者は、当該年度の専攻科修了予定者から、学業成績優秀の者を1名選定する。

第3号 校長は、専攻科長による推薦に基づき、受賞者を決定し、さいわい賞を授与する。

第4条 さいわい賞には副賞を付けることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

9 TOEIC 受験奨励制度内規

(目的)

第1条 本内規は、本校学生の英語学習意欲と英語力の向上を図る施策の一環として、TOEIC、TOEIC Bridge、ならびにそれらに準ずる英語運用能力テストの受験を奨励するための制度を定めるものである。

(名称)

第2条 本制度の名称は、「TOEIC 受験奨励制度」とする。

(制度)

第3条 本制度は、次に掲げる事項から成る。

- (1) TOEIC Bridge 一斉受験
- (2) TOEIC Bridge スコアによる優遇措置
- (3) TOEIC スコアによる表彰

(一斉受験)

第4条 本科1～4年生に TOEIC Bridge(IP テスト)を年1回、一斉に受験させる。
2 本テストの実施要領は別途定める。

(優遇措置)

第5条 前条のテストのスコアが140点に達した学生には、TOEIC (IP テスト) を1回無償で受験できる機会を付与する。

(表彰)

第6条 表彰規程第2条(3)に基づき、TOEIC のスコアが600点(もしくは英検2級)に達した学生には表彰状と副賞(図書カード5千円分)を付与する。同じく、730点(もしくは英検準1級)に達した学生には表彰状と副賞(図書カード1万円分)を付与する。

(費用の負担)

第7条 第5条および第6条に係る費用は、本校後援会費の支援による。

附 則

平成22年3月17日制定。ただし、(本規程の主旨を公表した)平成21年11月9日から発効しているものとする。